

第2次調査

設 備

⇒ p1-40 2-9 設備

個別の設備の損壊に応じて、100%の範囲内で損傷率を判定する。

個別の設備の損傷率の目安は次のとおりとする。

- ・浴室の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する(再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。)。
 - ・台所の設備については、30%の範囲内で損傷率を判定する(再使用が不可能な程度に著しく損傷した場合を30%とする。)。
 - ・水廻りの衛生設備(浴室及び台所の設備を除く。)、ベランダ等については、40%の範囲内で損傷率を算定する(全ての設備が再使用不可能な程度に著しく損傷した場合を40%とする。)。
- なお、上記の他、調査対象と認められる設備があれば、100%の範囲内で適宜損傷率を算定しても差し支えない。

●浴室の設備の損傷例



2901



2902

(浴槽：破損している。)

(浴槽：転倒し、配管が切れている。)

●台所の設備の損傷例



2903

(台所の流し台：転倒し、配管が切れている。)



2904

(台所の流し台：配管が破損し水やガスが使えない。)

●水廻りの衛生設備(浴室、台所を除く)、ベランダ等の損傷例



2905

(便器・洗面：配管が外れている。)



2906

(ベランダ：外力等により変形している。)